

審査基準表

(みやぎの食の魅力発信・販路開拓事業(メディアプロモーション及びイベント等開催)業務委託)

審査項目	審査内容	配点	点数
実施内容	本事業の趣旨について理解しており、仕様書に基づく提案がなされているか。	5	75
	宮崎の食の魅力の分析・掘り起こしが行われており、消費者が心を掴まれ、宮崎の食のファンになるような、効果的な魅力発信が期待できるか。	10	
	宮崎の食（農畜水産物及び加工品（LFP開発商品を含む）、料理、飲食店等）がメディアに取り上げられるために、効果的な魅力発信及びメディアプロモートの手法が具体的に提案されているか。	30	
	本県の生産者・加工者が、首都圏在住のシェフやバイヤー、食への関心の高い一般消費者と交流を行うことで、事業年度終了後の継続的な購入・取引につながるイベントが提案されているか。	30	
実施体制	業務実施に必要な人材や体制が確保されているか。	5	10
	本業務を適正に実施できるスケジュールとなっているか。	5	
経済性	経費は、経済的な積算となっているか。 （※以下の方法で計算し、採点する。） ※＝5×最も低い見積額÷審査対象者の見積額×補正係数	5	5
実績	本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	5	5
独自性	メディアプロモーション及びイベント開催以外で、食の魅力発信に効果的な取組に係る提案がなされているか。	5	5
合計		100	100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も多い参加者を受託候補者として決定する。なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数が最低基準点（満点（100点×出席委員数）×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点（満点（100点×出席委員数）×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5）段階】※5段階以外の場合は、本基準をベースに採点する。

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案